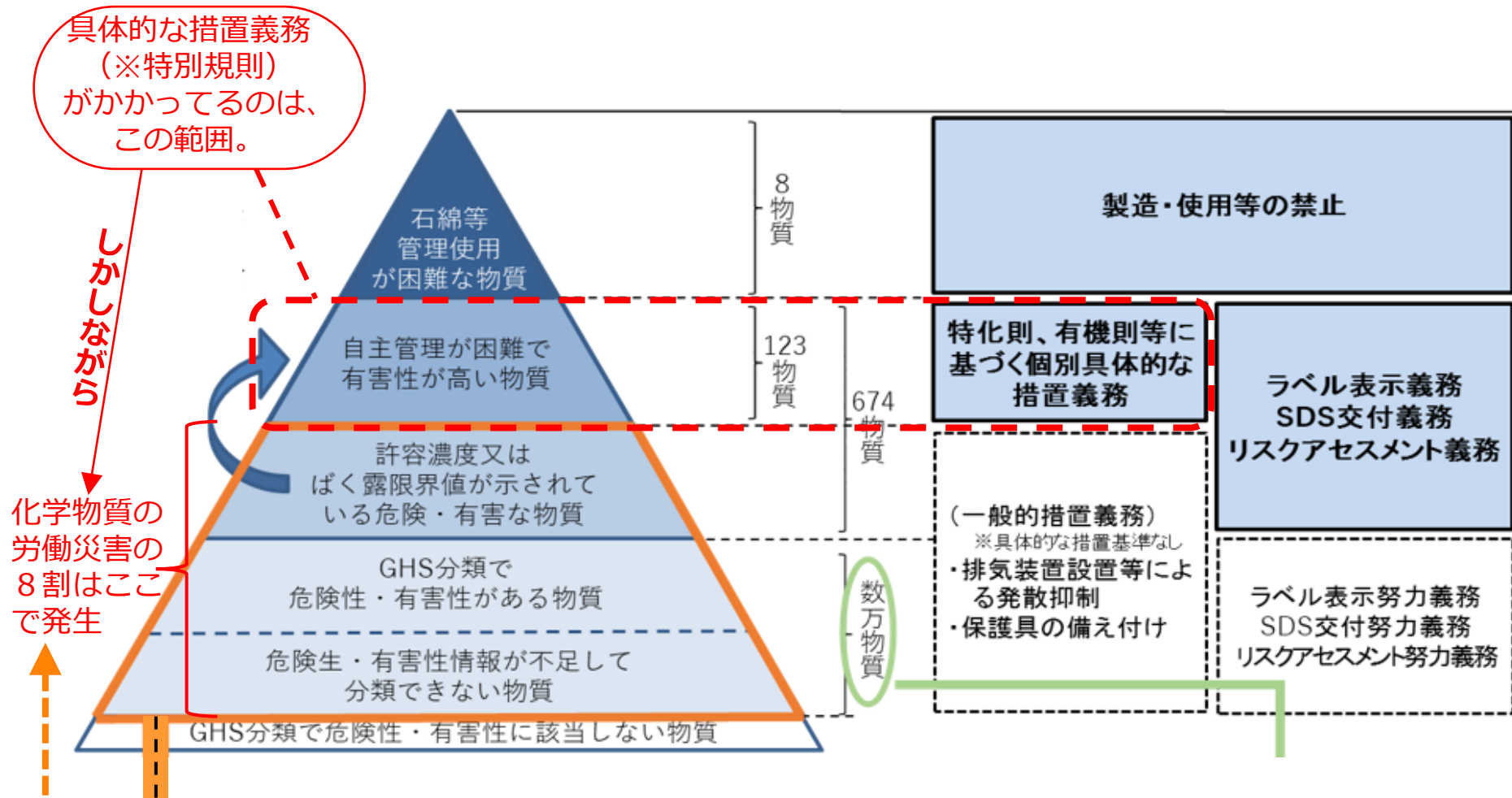




労働安全衛生法に基づく化学物質の管理について

従前の化学物質規制（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）



大阪の胆管がん（ジクロロプロパン）、福井の膀胱がん（オルトートルイジン）も当時はココ

これまでの規制の後追い事例

特定化学物質障害予防規則等を改正しました

大阪の会社で、胆管がん（9人が死亡する労災）が10年前にありその後、規制が強化。

1,2-ジクロロプロパンについて
健康障害防止措置が義務づけられます

改正政省令は、平成25年10月1日から施行・適用します。
（一部には経過措置があります）

特定化学物質障害予防規則など改正のお知らせ

福井県で、膀胱がん。
7人が労災と認定され、
その後、規制が強化。

**オルトートルイジン
三酸化ニアンチモン**

について健康障害防止措置が義務づけられました

経皮吸収による健康障害のおそれのある物質
について対策が強化されました

施行日：平成29年1月1日（オルトートルイジン、経皮吸収防止対策）

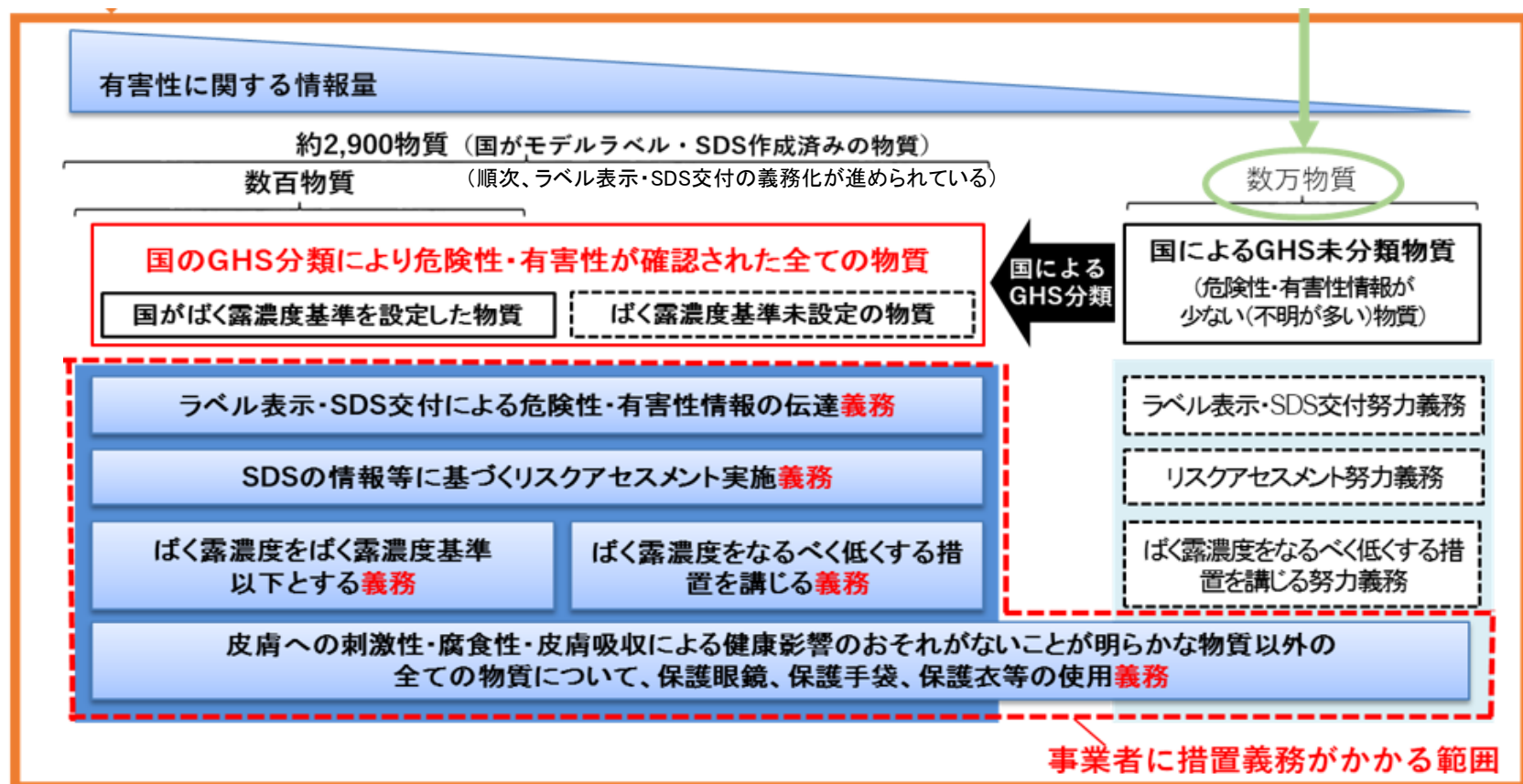
平成29年6月1日（三酸化ニアンチモン）

※いずれも一部に経過措置があります

★このような事後の対策でなく、自律的な管理に移行する動きとなっています。

見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）は年間450件程度で推移しており、がん等の遅発性疾病も後を絶ちません。これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度（下図）が導入されました。



ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質



改正後（順次追加後）

国がGHS分類済 約2900物質
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された**234物質**が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行

左記以外の категорияで区分1に分類された**約700物質**を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性の категорияで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された**約850物質**を義務対象に追加予定。

- 今後のラベル・SDS義務対象への追加候補物質は、(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのウェブサイトにCAS登録番号付きで公開されています。https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

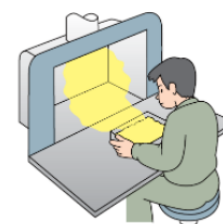
① 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にしなければなりません。

最小限度の基準はないが、リスクアセスメントの結果を踏まえて可能な限り最小限に抑えること。

- 高
優先
順位
低
- 1 代替物等を使用する
 - 2 発散源を密閉する設備、局所排気装置
または全体換気装置を設置し、稼働する
 - 3 作業の方法を改善する
 - 4 有効な呼吸用保護具を使用する



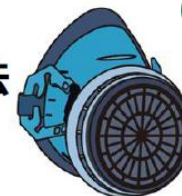
①
代替物質
の使用



②
換気装置等を
設置し稼働



③
作業方法
の改善



④
有効な呼吸用
保護具の使用

実施時期と手法等：（厚生労働省通達の抜粋）「リスクアセスメント」とは、法第57条の3第1項の規定により行われるリスクアセスメントをいうものであり、安衛則第34条の2の7第1項に定める時期において、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年9月18日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号）に従って実施すること。

ただし、事業者は、化学物質のばく露を最低限に抑制する必要があることから、同項のリスクアセスメント実施時期に該当しない場合であっても、ばく露状況に変化がないことを確認するため、過去の化学物質の測定結果に応じた適当な頻度で、測定等を実施することが望ましい。

リスク低減措置①～④の具体的な事例

死亡、後遺障害または重篤な疾病のおそれのあるリスクに対しては、暫定的措置を直ちに実施してください。

リスク低減措置の実施後に、改めてリスクを見積もるとよいでしょう。

リスク低減措置の実施には、例えば次のようなものがあります。

① 危険有害性の高い物質から低い物質に変更する。

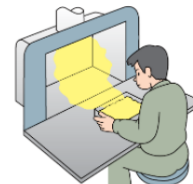
物質を代替する場合には、その代替物の危険有害性が低いことを、GHS区分やばく露限界値などをもとに、しっかり確認します。

確認できない場合には、代替すべきではありません。危険有害性が明らかな物質でも、適切に管理して使用することが大切です。

- ◆ 温度や圧力などの運転条件を変えて発散量を減らす。
- ◆ 化学物質などの形状を、粉から粒に変更して取り扱う。



代替物質
の使用



換気装置等を
設置し稼働

② 衛生工学的対策として、蓋のない容器に蓋をつける、容器を密閉する、局所排気装置のフード形状を囲い込み型に改良する、作業場所に拡散防止のためのパーテーション（間仕切り、ビニールカーテンなど）を付ける。

- ◆ 全体換気により作業場全体の気中濃度を下げる。

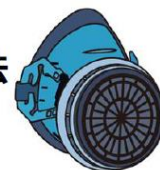
③ 発散の少ない作業手順に見直す、作業手順書、立入禁止場所などを守るための教育を実施する。

④ 防毒マスクや防じんマスクを使用する。

使用期限（破過など）、保管方法に注意が必要です。



作業方法
の改善



有効な呼吸用
保護具の使用

リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

2024(R6).4.1施行

② リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、労働者がばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。

（厚生労働省通達の抜粋）「厚生労働大臣が定める濃度の基準」については、順次、大臣告示で定めていく予定であること。本規定の労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認する方法には、次に掲げる方法が含まれること。

- ① 個人ばく露測定の実測値と濃度基準値を比較する方法、
作業環境測定（C・D測定）の実測値と濃度基準値を比較する方法
- ② 作業環境測定（A・B測定）の第一評価値と第二評価値を濃度基準値と比較する方法
- ③ 厚生労働省が作成した CREATE-SIMPLE 等の数理モデルによる推定ばく露濃度と濃度基準値と比較する等の方法

「厚生労働省 クリエイト シンプル」で検索
（支援ツールの活用）

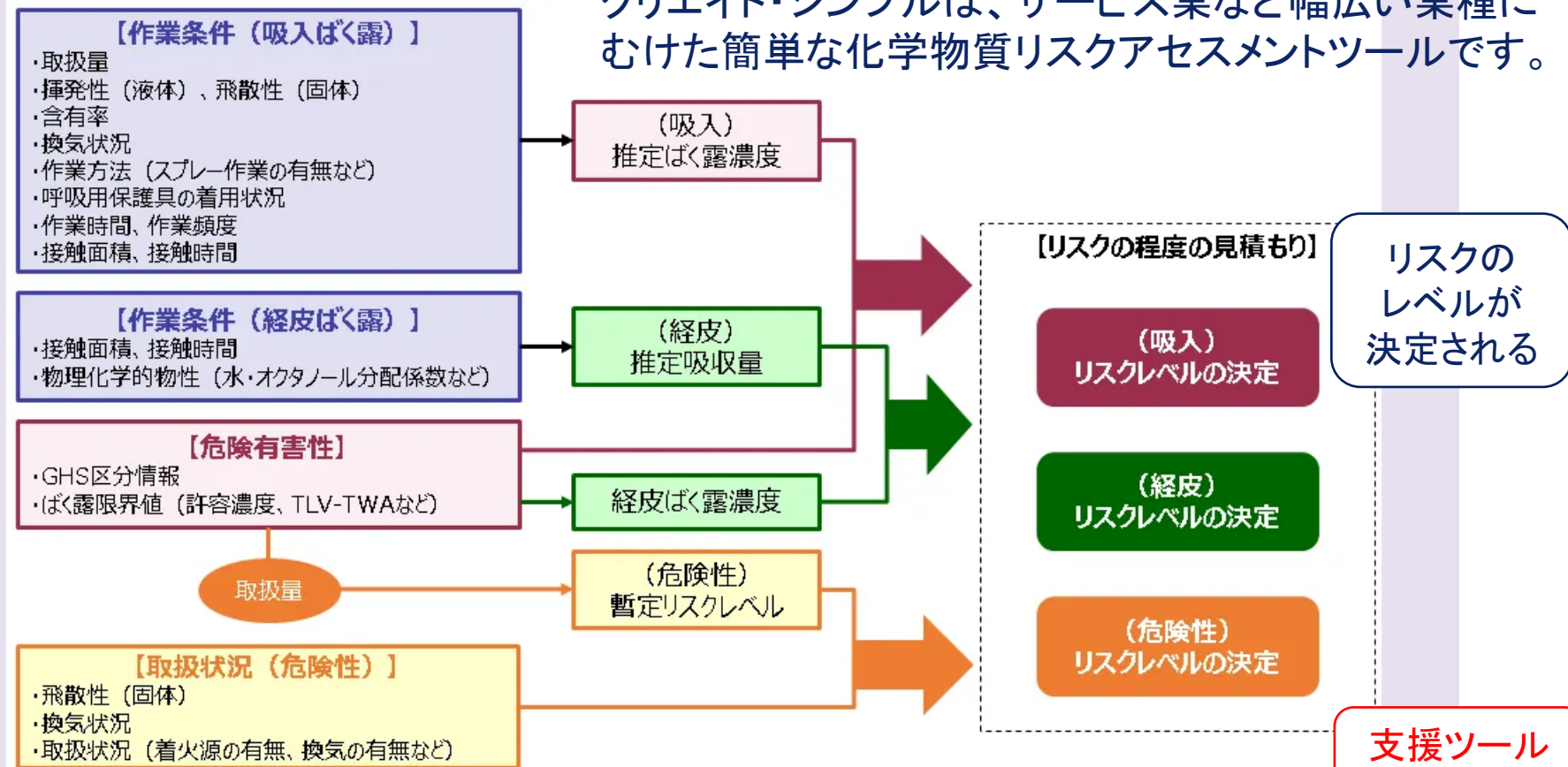


濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければなりません。

濃度基準値設定物質について 「推定ばく露濃度」と比較する方法

使用する化学物質、作業条件、取扱状況を入力

CREATE-SIMPLEの流れは次のとおりです。



支援ツールの活用

名称	マニュアル・参考	ツールへのリンク
CREATE-SIMPLE (クリエイト・シンプル)	マニュアル FAQ検索ツール 設計基準	CREATE-SIMPLE ver.3.1.2 (2025.7 更新)

リスクアセスメント対象物に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

・リスクアセスメント対象物に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

リスクアセスメントに基づく低減措置の内容と労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

ただし、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質）は30年間保存です。



労働者の意見を聞く機会の例

- ・安全衛生委員会(労働者数50名以上の場合)
- ・労働者数が50人未満の事業者など、委員会を設けるべき事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければなりません。

・リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

リスクアセスメント対象物以外の物質も、労働者がばく露される程度を、最小限度にするように努めなければなりません。

皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止



・皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。

① 健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者

▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等 適切な保護具を使用する



健康障害のおそれ	2023(R5) 4.1		2023(R6) 4.1	
ある		努力義務		義務
不明		努力義務		
ないことが明らか		(皮膚障害等防止用保護具の着用は不要)		

② 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）

▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等 適切な保護具を使用する

がん原性物質の作業記録の保存

・がん原性物質の作業記録の保存

リスクアセスメント対象物のうち、労働者にごん原性物質を製造し、または取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の作業歴を記録しなければなりません。

また、その記録を30年間保存しなければなりません。

30年保存：特別管理物質等に限定 → **(対象拡大)** がん原性物質

胆管がん、膀胱がんなどがん等の遅発性疾病が後を絶たないため。

(厚生労働省通達の抜粋) 本規定におけるがん原性物質を製造し、又は取り扱う労働者に関する記録については、晩発性の健康障害であるがんに対する対応を適切に行うため、当該労働者が離職した後であっても、当該記録を作成した時点から30年間保存する必要があること。

「労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びにごん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要」の記録に関し、従事した作業の概要については、取り扱う化学物質の種類を記載する、又はSDS等を添付して、取り扱う化学物質の種類が分かるように記録すること。また、出張作業で作業場所が毎回変わるものの、いくつかの決まった製剤を使い分け、同じ作業に従事しているのであれば、出張等の都度の作業記録を求めるものではなく、当該関連する作業を一つの作業とみなし、作業の概要と期間をまとめて記載することで差し支えないこと。

化学物質管理者の選任

・化学物質管理者の選任

(1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメント対象物※を製造、取扱い又は譲渡提供する事業場（業種・規模要件なし）

※個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任する

※一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外

※事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

※リスクアセスメント対象物
労働安全衛生法第57条の3で
リスクアセスメントの実施が義
務付けられている危険有害物質

(2) 選任要件

- ・化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者

- ・リスクアセスメント対象物の製造事業場 → 専門的講習※の修了者
- ・上記以外の事業場 → 資格要件無し（別途定める講習の受講を推奨）

（※：専門的講習の内容は、厚生労働大臣告示で示す）

(3) 職務

1. ラベル・SDS(安全データシート)の確認、化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
2. リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
3. 各種記録の作成・保存
4. 労働者への周知、教育
5. ラベル表示、SDSの通知
6. リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

※ リスクアセスメント対象物の譲渡提供を行う（製造・取扱いを行わない）事業場は4、5のみ

化学物質管理者の選任

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

化学物質の知識不足、管理不足も災害要因であるため。



(厚生労働省通達の抜粋)「厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習」は、厚生労働大臣が定める科目について、自ら講習を行えば足りるが、他の事業者の実施する講習を受講させることも差し支えないこと。

(化学物質を製造する事業場)

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者または同等以上の者（告示参照）
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし（専門的講習等の受講を推奨）

(化学物質を取り扱う事業場 など)

等：6時間講習（学科のみ）令和4年9月7日厚生労働省通達による

(厚生労働省通達の抜粋)「必要な能力を有すると認められる者」とは、安衛則第12条の5第1項各号の事項に定める業務（リスクアセスメントの業務）の経験がある者が含まれること。

	科目	時間
講義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間 30分
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	3時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等	2時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
	関係法令	1時間
実習	化学物質の危険性又は有害性等の調査及び結果に基づく措置等	3時間

合計 12時間

免許（衛生工学 or 第一種衛生管理者）所持者は、3時間の科目免除が可能。

保護具着用管理責任者の選任

・保護具着用管理責任者の選任

(1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

- ・保護具について一定の経験及び知識を有する者

次に掲げる者又は保護具の管理に関する教育を受講した者

- ・ 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ・ 作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ・ 労働衛生コンサルタント試験合格者
- ・ 第1種衛生管理者免許または衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ・ 化学物質関係の作業主任者の資格を有する者
- ・ 安全衛生推進者に係る講習の修了者等

保護具の管理に関する教育カリキュラム

学科科目	範囲	時間
保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	0.5時間
保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	3時間
労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1時間
関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範囲	時間
保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	1時間

保護具着用管理責任者に対する教育の実施について（令和4年12月26日付け基安化発1226第1号）

(3) 職務

ア 保護具の適正な選択に関すること。

作業内容や環境、使用量等を踏まえたうえで、有効な保護具を選択することが重要。

イ 労働者の保護具の適正な使用に関すること。

労働者が適切に保護具を使用する確認及び教育を実施するなど。

ウ 保護具の保守管理に関すること。

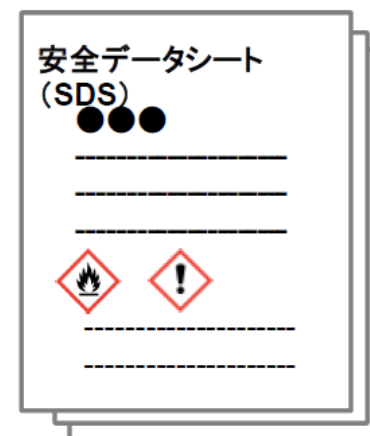
労働者が使用している保護具に不備がないか、また、吸収缶の破過時間を超えたものを使用させないために、使用時間の管理も必要となる。

雇い入れ時等教育の拡充

・雇い入れ時等教育の拡充

雇入時等の教育のうち、特定の業種では一部教育項目の省略が認められていましたが、今回の改正により、危険性・有害性のある化学物質を製造し、または取り扱うすべての事業場で、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行わなければなりません。

(厚生労働省通達の抜粋)
本規定の改正は、雇入れ時等の教育のうち本条第1項第1号から第4号までの事項の教育に係る適用業種を、全業種に拡大したものの。



化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

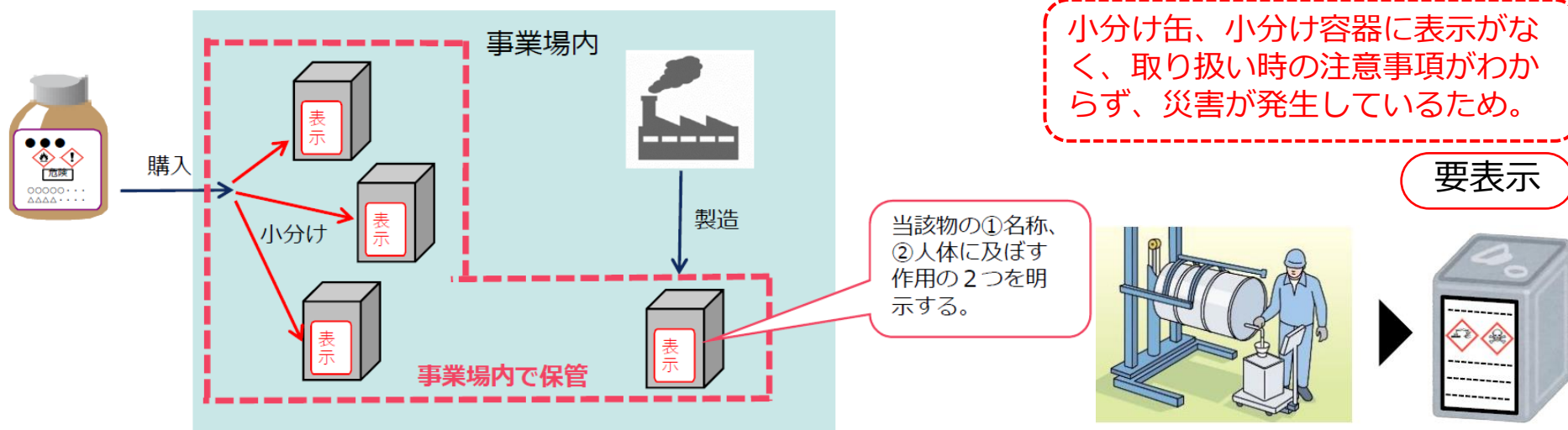
・化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置

その他の方法：使用場所への掲示など

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている化学物質

（ラベル表示対象物）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付
その他の方法で、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければなりません。

- ・ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- ・自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合



（厚生労働省通達の抜粋）本規定は（中間略）保管を行う者と保管された対象物を取り扱う者が異なる場合の危険有害性の情報伝達が主たる目的であるため、対象物の取扱い作業中に一時的に小分けした際の容器や、作業場所に運ぶために移し替えた容器にまで適用されるものではないこと。

作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化

・作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化

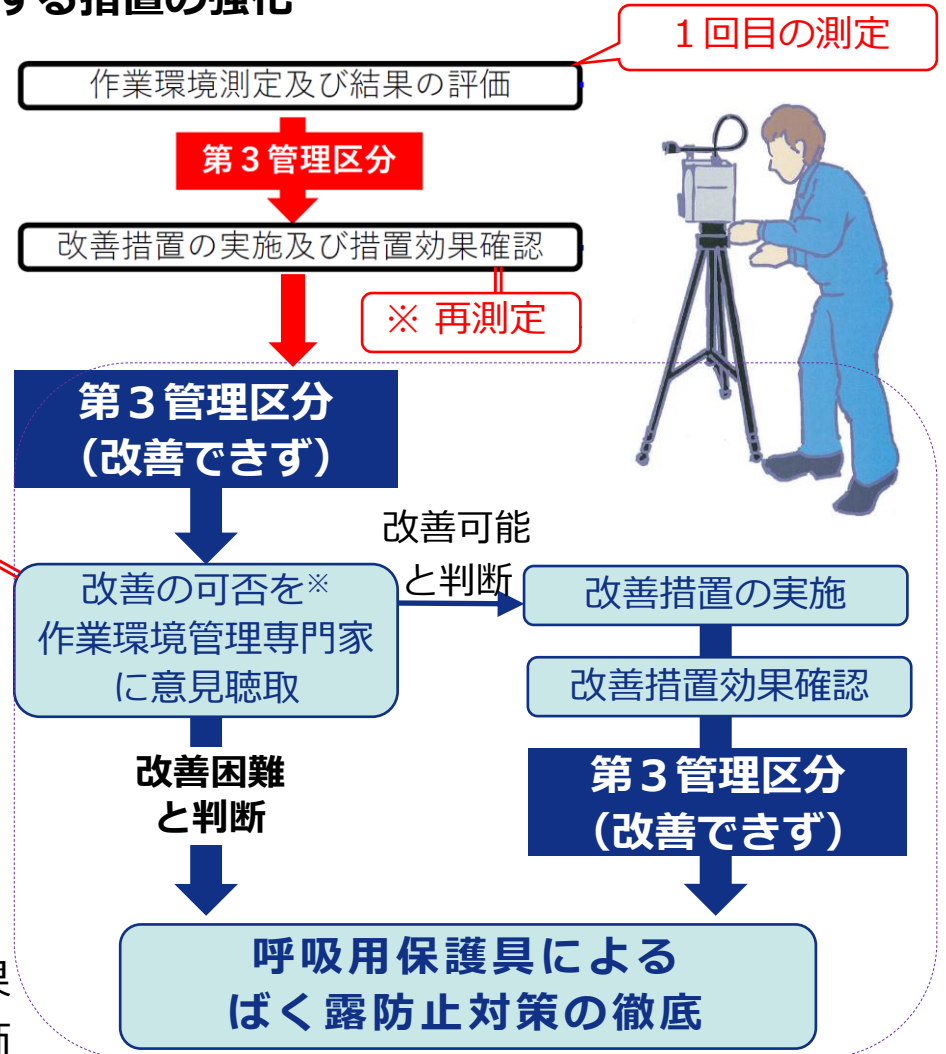
(1) 作業環境測定の評価結果が第3管理区分に区分された場合の義務

① 当該作業場所の作業環境の改善の可否と、改善できる場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴かなければなりません。

※ 作業環境管理専門家の意見を聴き、それに基づく改善措置等を実施してもなお、第3管理区分になれば、定期的な測定等が必要になる。

(新規則の要旨) 1回目の測定で第3管理区分と判定された後に措置を講じていないこと、再測定していないことにより、第1または第2管理区分となっていない場合も、意見聴取が必要になります

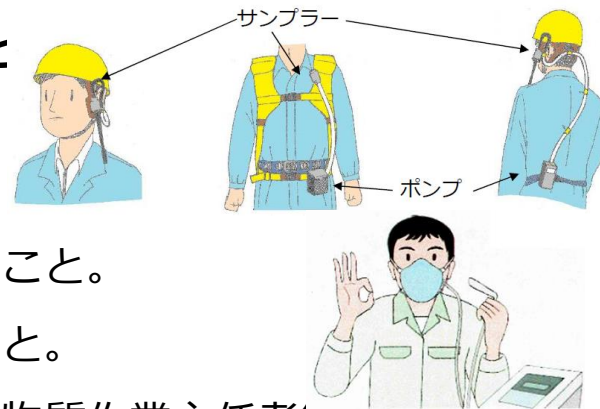
② ①の結果、当該場所の作業環境の改善が可能な場合、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価しなければなりません。



作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化②

(2)(1)①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合と測定評価の結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ① 個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② ①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。
- ③ 保護具着用管理責任者を選任し、(2)と(3)の管理、特定化学物質作業主任者等の職務に対する指導（いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。）等を担当させること。



(注) 第3管理区分における保護具着用管理責任者は、作業主任者と兼務できない。

- ④ (1)①の作業環境管理専門家の意見の概要と、(1)②の措置と評価の結果を労働者に周知すること。
- ⑤ 上記措置を講じたときは、遅滞なくこの措置の内容を所轄労働基準監督署に届け出ること。

(厚生労働省通達の抜粋) 有効な呼吸用保護具の選定にあたっての対象物質の濃度の測定において、個人サンプリング測定等により行い、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を選定する趣旨である。

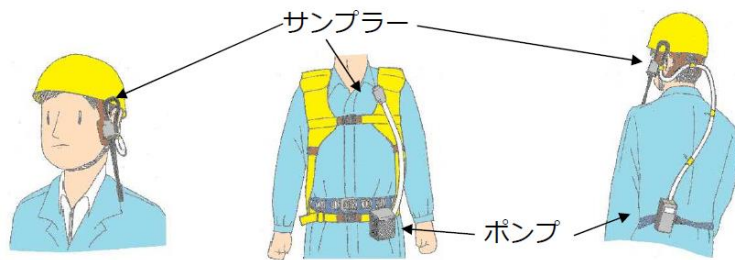
作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化③

(3) (2)の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

(注) 改善するまでの間、① ② が必要

「等」には、個人ばく露測定が含まれるが、個人ばく露測定は6か月ごとの作業環境測定と兼ねることができない。

- ① 6か月以内ごとに1回、定期に、個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。



- ② 1年以内ごとに1回、定期に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。

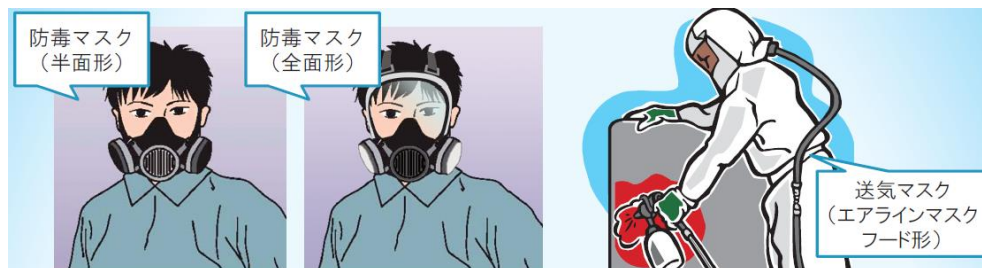


(厚生労働省通達の抜粋) ・本規定は、作業環境管理専門家の意見に基づく改善措置等を実施してもなお、第三管理区分に区分された場所について、化学物質等へのばく露による健康障害から労働者を守るため、定期的な測定を行い、その結果に基づき労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる等の必要な措置の実施を義務付ける趣旨であること。

作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化

(4) その他

- ① 作業環境測定の結果、第3管理区分に区分され、上記(1)(2)の措置を講ずるまでの間の
応急的な呼吸用保護具についても、有効な呼吸用保護具を使用させること。



防じんマスク		
【取り替え式・全面形面体】	【取り替え式・半面形面体】	【使い捨て式】
電動ファン付き呼吸用保護具		
【全面形面体】	【半面形面体】	

測定結果等の保存（3年、7年、30年）

- ② (2)①と(3)①で実施した個人サンプリング測定等による測定結果、測定結果の評価結果を
保存すること（粉じんは7年間、クロム酸等は30年間）。
- ③ (2)②と(3)②で実施した呼吸用保護具の装着確認結果を3年間保存すること。